

## 風しんの追加的対策における請求支払業務終了のお知らせ

平成31年度より実施しております、みだしの業務については、令和7年2月28日の風しんの抗体検査及び風しんの第5期定期接種終了に伴い、令和7年3月請求分をもって終了いたします。

つきましては、令和7年3月請求の留意事項を下記のとおり取り纏めましたので、ご対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 本会への請求書類等の提出について

(1) 本会への最終提出日は「3月10日(必着)」となります。

※ 別紙「令和6年度風しん対策請求書等の提出日及び支払日について」

(2) 最終提出日以降の提出について

令和7年3月11日以降は、請求書類等を本会へ提出できません。請求漏れ等の理由により提出が3月11日以降となる場合は、被接種者の住所地市区町村へ請求書等を直接提出することとなります。提出方法等については、各市区町村へご確認ください。

#### 2 本会業務終了に伴う請求書作成方法の変更

現在、本会ホームページ「風しんの追加的対策にかかる請求について」にて請求書等の様式を掲示していますが、本会業務の終了に伴い令和7年2月28日17時より、「請求総括書」等の様式の出力ができなくなります。3月以降は厚生労働省ホームページより当該様式をダウンロードし、ご利用ください。

#### 【掲載場所】

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症・予防接種情報 > 様式等（風しんの追加的対策関係） > 市区町村別請求書、請求総括書

#### 【URL】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00001.html)

担当者 情報管理課情報管理係 栗本・都竹 電話 (058) 275-0632
---

## 令和6年度 風しん対策請求書等の提出日及び支払日について

みだしの件につきまして、下記のとおりお知らせいたしますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 記

受付年月	受付日	支払日
令和7年3月請求	3月10日(月)	4月30日(水)

## &lt;受付に関する注意事項&gt;

- ・受付場所は、5階事務室（情報管理課）です。
- ・受付時間は、8時30分から17時です。
- ・診療報酬等の請求書類との混入を防ぐため、任意の封筒に「風しん請求書在中」と記載してください。
- ・受付日前の持込提出は5階情報管理課までお願いします。なお、土日祝の受付業務は行っていません。
- ・郵送及び宅配業者による送付の場合、10日必着でお願いします。

## 【送付先】

〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館5階  
岐阜県国民健康保険団体連合会 情報管理課 宛